

酒々井町産業振興基本条例の案に関する意見と町の考え方

※皆様からの意見については、取りまとめの上、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

意見の概要		町の考え方
1. 条例の制定について		
1	今、なぜこの条例を制定しようとするのか。	町内産業の振興については、町内事業者の皆様の自主的な取り組みを基本に、各種産業経済団体や町民の皆様のご協力のもと、支援を進めてきたところですが、最近では、商工業分野では酒々井南部地区への企業進出決定が相次ぎ、農業分野では生産調整の廃止をはじめ、農業改革が進むなどしており、社会的経済的情勢変化への対応や連携の緊密化が求められているところです。 今回、この条例を定めることにより、個々の役割を明確にし、相互理解と異分野連携を加速させることにより、さらなる町内産業の発展を目指すものです。
2	条例を定めずとも、産業振興施策の内容を検討する「推進会議」の設置を規定すれば事足りるのではないか	この条例は、地域の特性を活かした産業振興の在り方や今後の方向性を定めるほか、産業振興に関わる全ての方の役割を明確にしたものです。産業振興推進会議は、この条例により会議の位置づけがなされ、個々の役割や立場などの相互理解のもと、バランスのとれた委員構成で開催される必要があるものと考えます。
2. 条例本文の内容について		
1	「均衡のとれた産業の振興」とはどういう意味か <ul style="list-style-type: none"> ・産業とは何を指すか ・均衡のとれた産業振興が可能か ・産業振興に均衡が必要か 	「産業」とは、一般的に、生活に必要な物的財貨およびサービス等を生産する活動をいいます。また、この条例でいう「産業」とは、町内事業者の行う経済活動全般を指します。町内には、条例第4条「町の役割」第1項第1号～第4号で示すように、大きく分けて、「農業」、「商業」、「工業」、「観光」の産業形態が存在しています。 均衡のとれた産業の振興とは、これら全ての産業形態において、事業者の皆様の個別努力を基本としながら、特定の産業に偏ることのない、バランスのとれた産業の発展を目指すものです。

2	「町」「事業者」「産業経済団体」「町民」を同列に並べているが無理はないか	条例第3条の基本理念に示すとおり、産業の振興は事業者の皆様の自主的な取り組みを基本としています。町や産業経済団体は、こういった取り組みを支援する立場となり、町民の皆様には、取り組みへのご理解とご協力をお願いするものです。